

北九州市監査公表第14号

令和2年5月22日

北九州市監査委員	井上勲
同	廣瀬隆明
同	香月耕治
同	河田圭一郎

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査(工事監査)
- 2 措置を講じた局等
建築都市局(住宅関係)
- 3 監査の期間
平成31年4月12日から令和元年8月21日まで
- 4 監査公表の時期
令和2年2月21日(令和2年監査公表第2号)

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 建築都市局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>擁壁の積算について</u> (住宅整備課) [7] (仮称) 宮の前団地市営住宅建設工事</p> <p>本工事は、老朽化した市営住宅の建替え事業に伴う工事である。</p> <p>この工事で築造した間知ブロック擁壁の単価は、擁壁の構造に応じ複数の単価を組み合わせて作成していた。その単価に乗じる数量の一つは面積とすべきであったが、誤って体積としたため過小な積算となっていた。</p> <p>擁壁の積算にあたっては、所定の基準等を遵守し、適正に行われたい。</p>	<p>1 指摘に沿った改善是正</p> <p>今回の指摘は、市営住宅の関係工事において、間知ブロック擁壁を採用した工事の事例が少なく、積算方法について十分に理解していなかったことや、単価を構成している代価表の中の単価が複数混在するなど複雑であったことが原因で生じたものである。</p> <p>今回の指摘を受け、今後、同様の間違いが生じないように、市営住宅の関係工事の積算で運用している「市建築工事積算要領・住宅関係運用」において、令和元年8月1日から注意事項を追記した。</p> <p>2 職員等への周知</p> <p>職員への周知として、令和元年7月30日に建築都市局内全課に再発防止注意喚起として通知した。</p> <p>また、令和元年8月1日に住宅整備課内、令和元年8月29日に建築都市局及び技術監理局の職員に対し、間知ブロック擁壁の工事内容や積算方法についての研修を行った。</p> <p>更に、本市の建築関係工事の実施設計を受注している設計事務所にも、令和元年9月5日に同様の研修を行い、再発防止を徹底した。</p> <p>3 契約変更</p> <p>なお、今回の指摘内容については、契約変更により適正に処理を行った。</p>

注・ ・ []内の数字は、令和2年監査公表第2号の別表1本工事抽出一覧表の番号を示す。